

## 補助金等事業概要

負担金事業名	一般社団法人佐渡観光交流機構負担金
負担の区分	団体運営補助
負担金の概要	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するため、一般社団法人佐渡観光交流機構が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において負担金を交付する。
負担金事業者	一般社団法人 佐渡観光交流機構
負担金対象経費	一般社団法人佐渡観光交流機構定款第4条に定める事業またはその他市長が必要と認める事業のうち、体制整備費、観光地域づくり推進費及び市長が認める特定の事業費
類似負担の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
負担金額（定額、上限、下限等）	予算の範囲内 ○少額（5万円以下）補助金の理由
負担率等	負担金対象経費のうち、予算の範囲内 ○補助率が市単独負担で実質1/2を超える理由 自主財源の確保により負担金額の低減化は目指すものの、公益的事業を実施する団体への運営負担が主であるため
数値目標等	A 数値化 ①ふれあいガイドの利用客数 令和8年度目標値20,000人 ②来訪者の満足度（調査における「大変満足」が占める割合） 令和8年度目標値35% ③1人当たりの観光消費額 令和8年度目標値55,000円 ④市内の宿泊者数 令和8年度目標値550,000人 ○目標に対する費用対効果（計算式）  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
負担制度開始	令和5年4月1日
見直し時期	—
負担終期	— ○終期の設定が3年を超える場合の理由 公益的事業を実施する団体への運営負担が主であるため、自主財源の確保により負担金額の低減化は目指すものの、3年を超えての支援が必要なため
負担金事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） —
事業担当 （担当部署）	観光振興部 観光振興課
（電話番号）	0259-67-7602